



所等建設補助事業（変更）計画書（別記第2号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の内容の審査により、補助金を交付することが適当と認めた場合は、速やかに交付の決定をするものとする。

（決定の通知）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに決定の内容及び必要な条件を周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、補助金の交付を申請した補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の変更の申請）

第8条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた補助事業者は、事業計画の内容、経費の配分等の変更をしようとするときは、遅滞なく周南市自治会集会所等建設事業費補助事業変更申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査及び調査し、補助金の交付の決定の内容を変更する必要があると認めるときは、速やかに周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付変更決定通知書（別記第5号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該補助事業が完了したときは遅滞なく周南市自治会集会所等建設事業費補助事業実績報告書（別記第6号様式）に周南市自治会集会所等建設補助事業実績書（別記第7号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、また、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、周南市自治会集会所等建設事業費補助金確定通知書（別記第8号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の時期)

第11条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の完了後に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付請求書(別記第9号様式)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が補助事業の目的又は内容の性格上その補助事業の完了前に交付することが適当と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払又は前金払の方法により補助金事業の完了前に交付することができる。

4 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、周南市自治会集会所等建設事業費補助金概算払(前金払)申請書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により概算払又は前金払の交付の決定を受けている場合は、この限りでない。

5 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、補助事業の目的又は内容の性格上必要と認めるときは、周南市自治会集会所等建設事業費補助金概算払(前金払)交付決定通知書(別記第11号様式)により当該補助事業者に対して通知するものとする。

6 第4項の規定により補助金の概算払又は前金払の申請をしたものが、補助金の概算払又は前金払の請求をしようとするときは、前項の規定による通知を受領した後に、周南市自治会集会所等建設事業費補助金概算払(前金払)交付請求書(別記第12号様式)を市長に提出しなければならない。

7 周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により概算払又は前金払の請求をしようとするときは、周南市自治会集会所等建設事業費補助金概算払(前金払)交付請求書(別記第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条による交付請求があった場合は、審査の上当該補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が規則第20条第1項に掲げる行為をしたときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定による補助事業者に、第12条の規定による補助金が既に交付されているときは、当該補助事業者に対し周南市自治会集会所等建設事業費補助金返還命令書(別記第13号様式)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げるものは、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、別表第2に掲げる当該財産の耐用年数期間を経過した場合は、この限りでない。

不動産及びその従物

その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(関係書類等の整備)

第16条 補助金を受けた補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠になる書類を整備し、かつ、これらの書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 周南市徳山自治会集会所等建設事業費補助金交付要綱(平成15年4月21日施行)及び周南市熊毛集会所整備補助金交付要綱(平成15年4月21日施行)

は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行前に、周南市徳山自治会集会所等建設事業費補助金交付要綱(平成15年4月21日施行)又は周南市熊毛集会所整備補助金交付要綱(平成15年4月21日施行)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(熊毛地域限定の特例)

- 4 第4条第2項の規定にかかわらず、熊毛地域の補助事業者にあつては、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、自治会設立に係る名称変更に伴う看板の架け替え1回に限り、補助するものとする。ただし、看板の架け替えによる対象事業の区分は自治会集会所の補修事業とし、補助対象事業費は30,000円以内、補助額は補助対象事業費の3分の2以内の額とする。

(周南市新南陽自治会振興事業助成要綱等の一部改正)

- 5 周南市新南陽自治会振興事業助成要綱(平成15年4月21日施行)の一部を次のように改正する。

第3条中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号及び第6号を削り、第7号を第2号とする。

第8条中「市財務規則」を「周南市補助金等交付規則(平成15年周南市規則第46号)」に改める。

別表1を別紙のように改める。

- 6 周南市鹿野コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱(平成15年4月21日施行)の一部を次のように改正する。

別表中自治会館建設の項及び防犯灯設置の項を削る。

(周南市新南陽自治会振興事業助成要綱等の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この要綱の施行前に、周南市新南陽自治会振興事業助成要綱(平成15年4月21日施行)又は周南市鹿野コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱(平成15年4月21日施行)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、平成 16 年 1 月 1 日 ( 以下「施行日」という。 ) から施行する。

( 経過措置 )

- 2 改正後の周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 ( 平成 17 年 2 月 22 日制定 )

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日 ( 以下「施行日」という。 ) から施行する。

( 経過措置 )

- 2 改正後の周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 ( 平成 18 年 3 月 14 日制定 )

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

対象事業の区分	補助対象事業費	補助額
自治会集会所の新築又は増改築事業 （建物に係る工事費を対象とし、附随するコンクリート及びアスファルト等の土間張り、電気、給排水、衛生等の関連工事、当該事業に係る建物の解体経費並びに周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付要領の別表に掲げる初度備品を含む。）	900万円以内	補助対象事業費の3分の2以内の額
倉庫の設置及び補修事業 （固着する設備等含む。ただし、備品は除く。）	設置及び補修に係る事業と併せ60万円以内	補助対象事業費の2分の1以内の額
自治会集会所の補修事業 （固着する設備等含む。ただし、備品は除く。）	300万円以内	補助対象事業費の2分の1以内の額
掲示板の設置及び補修事業	設置及び補修に係る事業と併せ7万円以内	補助対象事業費の2分の1以内の額
自治会集会所に係る用地の整備及び補修事業 （新築又は増改築時の宅地造成を含む。）	整備及び補修に係る事業と併せ100万円以内	補助対象事業費の2分の1以内の額
自治会集会所に附属する備品の設置及び補修事業	設置及び補修に係る事業と併せ60万円以内	補助対象事業費の2分の1以内の額
自治会集会所に係る用地の購入事業	750万円以内	補助対象事業費の3分の2以内の額

注）既存の集会所又は倉庫等が公共事業等で移転移設する場合の市補助金は、上記の規定にかかわらず補助対象事業費から当該補償金（該当する部分の額）を控除した額を補助対象事業費とみなす。

別表第2（第15条関係）

施設設備等の分類	財産の名称、構造等		耐用年数 期間(年)
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	集会所	50
		倉庫	31
	れんが造、石造又はブロック造のもの	集会所	41
		倉庫	30
	金属造のもの（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。）	集会所	38
		倉庫	26
	金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。）	集会所	30
		倉庫	24
	金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。）	集会所	22
		倉庫	17
	木造のもの	集会所	24
		倉庫	15
木骨モルタル造のもの	集会所	22	
	倉庫	14	
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）		15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備	13
		その他のもの	15
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
構築物	掲示板、へい、照明灯		10
備品	事務機器	パソコン（サーバー用を除く。）	4
		その他の事務機器	5
	前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの	10
		その他のもの	5

第1号様式(第5条関係)

周南市自治会集会所等  
建設事業費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)

周南市長

申請者所在地 〒 -

補助事業者名  
代表者氏名

周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助年度	年度	2 補助金の 交付申請の額	円		
3 補助金の名称	周南市自治会集会所等建設事業費補助金				
4 補助事業の名称					
5 補助事業の 対象事業区分					
6 補助事業の目的					
7 補助事業の 経費所要額	予算総額(円)	左の財源内訳			
		区 分	事業者負担	市補助金	その他収入
		金額(円)			
		割合(%)			
8 着手及び完了 予定年月日	着手予定	年	月	日	
	完了予定	年	月	日	
9 補助事業の 効果の見込み					
10 添付書類	(1)補助事業計画書(第2号様式) (2)その他市長が必要と認める書類( )				

第2号様式（第5条関係）

周 南 市 自 治 会 集 会 所 等  
 建 設 補 助 事 業 （ 変 更 ） 計 画 書

1 補助金の名称	周南市自治会集会所等建設事業費補助金				
2 補助事業の名称					
3 補助事業の対象事業区分					
4 補助事業の施行場所					
5 補助事業対象の規模・構造					
6 完成後の利用目的					
7 完成後の管理運営方法					
8 補助事業の経費所要額	予算総額（円）	左の財源内訳			
		区 分	事業者負担	市補助金	その他収入
		金額（円）			
		割合（%）			
9 着手及び完了予定年月日	着手予定	年 月 日			
	完了予定	年 月 日			
10 添付書類	(1)経費の見積書（工事施行者の見積書及び見積明細書） (2)建築（設置）位置図及び図面 (3)土地の使用承認書 (4)建築確認書 (5)開発行為（建築行為） (6)農地転用許可書 (7)工事施行者との工事請負契約書 (8)その他市長が必要と認める書類（ ）				
11 備考					

第3号様式（第7条、第11条関係）

周 南 市 自 治 会 集 会 所 等  
建 設 事 業 費 補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

周南市長

印

年 月 日付けで申請のありました周南市自治会集会所等建設事業費補助金の交付については、次のとおり交付することを決定したので、周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 補助年度	年度	2 補助金の 交付決定額	円
3 補助金の名称	周南市自治会集会所等建設事業費補助金		
4 補助事業の名称			
5 補助事業の 対象事業区分			
6 補助金の交付 予定時期			
7 交付の条件	(1)補助金は、補助事業の目的以外に使用してはならない。 (2)補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）を するときは、市長の承認を受けること。 (3)補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。 (4)補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 (5)補助事業に係わる収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠になる書類を整備 し、かつ、これらの書類を5年間保存すること。		
8 そ の 他	(1)補助事業が完了したときは、速やかに、市長に補助事業実績報告書を提出すること。 (2)地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が、補助事業の出納その他 について監査をすることがある。 (3)地方自治法第221条第2項及び周南市補助金等交付規則第25条の規定により、市 長が、補助事業の状況を調査し、又は報告を求めることがある。 (4)この交付決定に対して不服がある場合は、この交付決定通知書を受領した日から起算 して、20日以内に補助金交付申請取下書により、申請の取下げをすること。		

備考 1 概算払又は前金払の方法により交付しようとするときは、その旨を「補助金の交付  
予定時期」の項に記入すること。

第4号様式（第8条関係）

周 南 市 自 治 会 集 会 所 等  
 建 設 事 業 費 補 助 事 業 変 更 申 請 書

年 月 日

（あて先）

周 南 市 長

申請者 所 在 地 〒 -

補助事業者名  
 代表者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおりその内容等を変更したいので、周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

1 補助年度	年度	2 補助金の 交付申請額	変更前	円			
			変更後	円			
3 補助金の名称	周南市自治会集会所等建設事業費補助金						
4 補助事業の 名称							
5 補助事業の 対象事業区分							
6 補助事業の 内 容	変更前						
	変更後						
7 補助事業の 経費所要額	予算総額（円）	左 の 財 源 内 訳					
		区 分	事業者負担	市補助金	その他収入		
		(1)変更前	金額（円）				
			割合（%）				
		(2)変更後	金額（円）				
			割合（%）				
8 変更後の着手 及び完了 予定年月日	着手予定	年 月 日					
	完了予定	年 月 日					
9 変更の理由							
10 添付書類	(1)補助事業計画書（別記第2号様式）						
	(2)その他市長が必要と認める書類（ )						

第5号様式（第8条関係）

周 南 市 自 治 会 集 会 所 等  
建 設 事 業 費 補 助 金 交 付 変 更 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

周南市長

印

年 月 日付けで申請のありました補助事業の変更については、次のとおり交付決定の内容を変更したので、周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

1 補 助 年 度	度	2 補 助 金 の 交 付 決 定 額	変更前	円
			変更後	円
3 補 助 金 の 名 称	周南市自治会集会所等建設事業費補助金			
4 補 助 事 業 の 名 称				
5 補 助 事 業 の 対 象 事 業 区 分				
6 補 助 事 業 の 変 更 内 容				
7 補 助 金 の 交 付 予 定 時 期	変 更 前			
	変 更 後			
8 変 更 の 理 由				

第6号様式(第9条関係)

周南市自治会集会所等  
建設事業費補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先)  
周南市長

申請者所在地 〒 -

補助事業者名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおりその実績を報告します。

1 補助年度	年度	2 補助金の 交付決定額	円		
3 補助金の名称	周南市自治会集会所等建設事業費補助金				
4 補助事業の 名称					
5 補助事業の 対象事業区分					
6 補助事業の 経費精算額	予算総額(円)	左の財源内訳			
		区 分	事業者負担	市補助金	その他収入
		金額(円)			
		割合(%)			
7 着手及び 完了年月日	着手 完了	年 月 日 年 月 日			
8 補助事業の 効果					
9 添付書類	(1)補助事業実績書(第7号様式) (2)その他市長が必要と認める書類( )				



第8号様式(第10条関係)

周南市自治会集会所等  
建設事業費補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

周南市長

印

年 月 日付けで実績報告のありました補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 補助年度	年度	2 補助金の 交付確定額	円
3 補助金の名称	周南市自治会集会所等建設事業費補助金		
4 補助事業の名称			
5 補助事業の 対象事業区分			
6 補助事業の 経費精算額	円		
7 補助対象金額	円		
8 補助率			
9 補助金の 交付決定額	円	補助金交付決定通知書 第 号 年 月 日	

第9号様式(第11条関係)

周南市自治会集会所等  
建設事業費補助金交付請求書

年 月 日

(あて先)

周南市長

申請者所在地 〒 -

補助事業者名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号により確定通知のあった補助金について、周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 補助年度	年度	2 交付請求額	円
3 補助金の名称	周南市自治会集会所等建設事業費補助金		
4 補助事業の名称			
5 補助事業の対象事業区分			
6 補助金の交付決定額	円	補助金交付決定通知書 第 号 年 月 日	
7 補助金の交付決定額	円	補助金確定通知書 第 号 年 月 日	

第10号様式(第11条関係)

周南市自治会集会所等建設事業費  
補助金概算払(前金払)申請書

年 月 日

(あて先)

周南市長

申請者所在地 〒 -

補助事業者名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、  
次のとおり概算払(前金払)を受けたいので、周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付要綱第  
11条第4項の規定により申請します。

1 補助年度	年度	2 概算払(前金払) 申請額	円
3 補助金の名称	周南市自治会集会所等建設事業費補助金		
4 補助事業の名称			
5 補助事業の 対象事業区分			
6 概算払(前金払) の理由			
7 補助金の 交付決定額	円		
8 補助金の 既交付額	年 月 日交付	円	
	年 月 日交付	円	
	年 月 日交付	円	
	計	円	
9 補助金の 未交付額	円(交付決定の額 既交付額)		

第11号様式(第11条関係)

周南市自治会集会所等建設事業費補助金  
概算払(前金払)交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

周南市長

印

年 月 日付けで申請のありました周南市自治会集会所等建設事業費補助金の概算払(前金払)については、次のとおり概算払(前金払)をすることを決定したので、周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付要綱第11条第5項の規定により通知します。

1 補助年度	年度	2 概算払(前金払) 交付決定額	円
3 補助金の名称	周南市自治会集会所等建設事業費補助金		
4 補助事業の名称			
5 補助事業の 対象事業区分			
6 補助金の 交付決定額	円	補助金交付決定通知書 第 号 年 月 日	
7 補助金の 既交付額	年 月 日交付	円	
	年 月 日交付	円	
	年 月 日交付	円	
	計	円	
8 補助金の 未交付額	円(交付決定の額 既交付額)		

第12号様式(第11条関係)

周南市自治会集会所等  
建設事業費補助金概算払(前金払)交付請求書

年 月 日

(あて先)  
周南市長

申請者所在地 〒 -

補助事業者名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号により通知のあった補助金の概算払(前金払)について、周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付要綱第11条第6項(第7項)の規定により、次のとおり請求します。

1 補助年度	年度	2 交付請求額	円
3 補助金の名称	周南市自治会集会所等建設事業費補助金		
4 補助事業の名称			
5 補助事業の対象事業区分			
6 補助金の交付決定額	円	補助金交付決定通知書 第 号 年 月 日	
7 補助金の既交付額	年 月 日交付	円	
	年 月 日交付	円	
	年 月 日交付	円	
	計	円	
8 補助金の未交付額	円(交付決定の額 既交付額)		

第13号様式(第14条関係)

周南市自治会集会所等  
建設事業費補助金返還命令書

第 年 月 日 号

様

周南市長

印

周南市自治会集会所等建設事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり返還を命じます。

1 補助年度	年度	2 返還命令額	円
3 返還期限	年 月 日 まで		
4 返還理由			
5 返還方法			
6 補助金の名称			
7 補助金の 交付決定額	円	補助金交付決定通知書 第 号	年 月 日
8 補助金の 交付確定額	円	補助金確定通知書 第 号	年 月 日
9 補助金の 既交付額	年 月 日交付	円	

備考 「返還命令額」の項には、(既交付額 - 交付確定額)の額を記入すること。